

滋賀県企業庁経営戦略懇話会設置要綱

（設置）

第1条 滋賀県企業庁経営戦略の見直しにあたり、広く有識者からの意見を聴取するため、滋賀県企業庁経営戦略懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べる。

- （1）経営戦略の見直しにかかる諸事項について
- （2）その他必要と認める事項について

（組織）

第3条 懇話会は、委員5名で組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから、企業庁長が依頼する。
- 3 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

（座長等）

第4条 懇話会には、座長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第5条 懇話会は、企業庁長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となり、議事を進行する。
- 3 懇話会は、その所掌事務を遂行するため必要がある場合は、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、企業庁経営課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営、その他必要な事項については、座長が会議に諮って定める。

付則

- 1 この要綱は、令和7年2月3日から施行する。
- 2 この要綱は、委員の任期満了をもって効力を失う。

滋賀県企業庁経営戦略懇話会委員【5名】

氏 名	役 職 等
小川 貴子	近江八幡商工会議所 女性会 会長
北川 博一	三重県企業庁 次長
杉澤 喜久美	公認会計士
西谷 順平	立命館大学 経営学部 教授
平山 奈央子	滋賀県立大学 環境科学部 准教授

(五十音順、敬称略)